

# 電気料金種別定義書

## 【再エネどんどん割S】

株式会社 L o o o p

## 目次

1. 実施期日 .....	2
2. 定義 .....	2
3. 適用条件 .....	2
4. 電気料金 .....	3
5. 割引種別 .....	3
6. 契約電流の変更 .....	4
7. 本定義書の変更および廃止.....	4
別表 .....	5
1. 電気料金 .....	5
2. どんどん割割引単価.....	5
3. 割引額 .....	5

電気料金種別定義書【再エネどどん割S】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、北海道にのみ適用します。

なお、本定義書に定める料金はすべて消費税等相当額（10%）を含みます。

## 1. 実施期日

「本定義書」は、2020年4月22日より実施します。

## 2. 定義

### (1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

### (2) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

## 3. 適用条件

### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道	当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約電流が5アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること、または、②契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。
-----	--

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### (3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

北海道	イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとし
-----	---

	<p>ます。契約電流または契約容量の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします。</p> <p>ハ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
--	--

#### 4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価から別表 2 によって算定されたどんどん割引単価を控除した後の単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額とします。最低月額料金、電力量料金は別表 1 のとおりとします。尚、本定義書の電気料金のお支払いにおいては、電気供給約款別表 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担はありません。また燃料費調整額は適用されません。
- (2) 経済環境の急激な変動等により、別表 1（電気料金）に記載の電気料金の維持が困難と当社が判断する場合、当社は、別表 1 に記載の電気料金の改定を行うことができるものとします。電気料金の改定を行う場合、本定義書 7（本定義書の変更及び廃止）に準じます。
- (3) 契約が開始された後、「再エネどんどん割 S」または「再エネどんどん割 L」の料金定義書に基づく電気料金を、同一契約管理番号にて 12 ヶ月連続で請求実績がある場合（以下「どんどん割適用要件」といいます。）にどんどん割を適用します。  
ただし、どんどん割適用前にお客様が本定義書と異なる当社の電気の供給契約に切り替え、再度本定義書に基づく電気の供給契約を開始する場合、当該切り替え前の請求はどんどん割適用要件の請求実績には含みません。
- (4) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

#### 5. 割引種別

- (1) ソーラー割

イ 適用条件

お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けている場合、「ソーラー割」を適用します。

ロ 割引額

割引額は、別表3（割引額）のとおりとします。

## 6. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

	最低月額料金		従量料金単価	
北海道電力管内	契約電流 10 アンペアにつき	0.00 円	1 キロワット時につき	32.00 円

### 2. どんどん割割引単価

どんどん割の割引単価は次の通りとします。

割引種別	対象エリア	内容
どんどん割 割引単価	北海道電力	契約が開始された後、「再エネどんどん割 S」または「再エネどんどん割 L」の料金定義書に基づく電気料金を、同一契約管理番号にて 12 か月連続で請求実績がある場合、従量料金単価に対しどんどん割を適用します。割引単価は、0.5 円/kWh から始まり、初回どんどん割が適用された後、のべ 12 か月適用されるごとに 0.5 円ずつ加算されていきます。 ※241 か月目（連続契約の場合 21 年目）以降、割引単価は変わりません。

(例) 再エネどんどん割 S を継続利用した場合の単価推移

	どんどん割割引単価 (従量料金単価より)	割引後の再エネどんどん割 S の従量料金単価
契約 1 年目	0 円	32.0 円
契約 2 年目 (13 か月目～)	0.5 円	31.5 円
契約 5 年目 (49 か月目～)	2.0 円	30.0 円
契約 10 年目 (109 か月目～)	4.5 円	27.5 円
契約 20 年目 (229 か月目～)	9.5 円	22.5 円
契約 21 年目 (241 か月目～)	10.0 円	22.0 円

### 3. 割引額

従量料金単価から以下の金額を割引きます。

	ソーラー割
--	-------

北海道電力管内	1.00 円
---------	--------